

事務連絡
令和2年4月13日

各 公益法人事務局 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減を実現するための在宅勤務等の推進について

平素より、厚生労働行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、令和2年4月7日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されたところであり、同日変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和2年4月7日、11日改正））において、「接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、（略）最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」こととされました。

この最低7割、極力8割程度の接触機会の低減目標との関係では、いまだ取組が十分ではない面もあることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにすること、②やむを得ず出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らすこと、③やむを得ず出勤する者も時差出勤や社内での人の距離を十分にとるなど、最大限のご協力を改めてお願いします。

また、取引先などの関係者に対しても、必要に応じて、出勤者の数を減らすなどの上記①～③の取組みを説明し、理解・協力を求めるよう、ご協力をお願いします。

つきましては、これらの内容について、傘下の各団体及び事業者への周知方よろしくお取り計らい願います。

【参考】

- ◎ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月11日変更）

<https://corona.go.jp/>

- ◎ 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html